

審査の観点及び審査の観点における主な考慮事項

チェックリスト

[審査の観点及び審査の観点における主な考慮事項]

【凡例】

()数字:審査の観点(指針第10の1(2))

○数字:審査の観点における主な考慮事項

数字:審査の観点における主な考慮事項(細目)

【表紙】

(P.2)

番号	審査結果	審査の観点及び主な考慮事項	確認を要する事項
(1)	○	しきい値判断に誤りはないか。	
(2)	○	適切な実施主体が実施しているか。	(細目)1
		1 — 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか。	
(3)	—	公表しない部分は適切な範囲か。	
(4)	○	適切な時期に実施しているか。	
(5)	○	適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。	※パブコメ意見なし
(6)		特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。	
(7)	○	記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。	
(9)		特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。	
(11)		記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	主な考慮事項③～⑩ ※Ⅲリスク対策にも記載あり
		⑩ 確認 その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	特有のリスクを検討しているか。
(12)		個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	

※ 審査結果については、次により記載しています。

○…形式的な部分及び特定個人情報保護委員会承認済みにより、問題がないと思われるもの。

—…該当なし

空欄…事務局において、問題がないと思われるもの。

確認…確認を要すると思われるもの。

[審査の観点及び審査の観点における主な考慮事項]

【凡例】

()数字:審査の観点(指針第10の1(2))

○数字:審査の観点における主な考慮事項

数字:審査の観点における主な考慮事項(細目)

【 I 基本情報 】

(P.4～6)

番号	審査結果	審査の観点及び主な考慮事項	確認を要する事項
(8)		特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	主な考慮事項①～②
	①	特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。	(細目)2～7
	2	評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。	別添1の備考欄については特定個人情報保護委員会承認済み
	3	当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。	特定個人情報保護委員会承認済み
	4	当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。	
	5	特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、具体的な事務の流れに即して説明しているか。	特定個人情報保護委員会承認済み
	6	評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。	
	7	事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか。	特定個人情報保護委員会承認済み

※ 審査結果については、次により記載しています。

○・・・形式的な部分及び特定個人情報保護委員会承認済みにより、問題がないと思われるもの。

一・・・該当なし

空欄・・・事務局において、問題がないと思われるもの。

確認・・・確認を要すると思われるもの。

[審査の観点及び審査の観点における主な考慮事項]

【凡例】

()数字: 審査の観点(指針第10の1(2))

○数字: 審査の観点における主な考慮事項

数字: 審査の観点における主な考慮事項(細目)

【Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1~3)】

(P.7~8)

番号	審査結果	審査の観点及び主な考慮事項	確認を要する事項
	②	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。	(細目)8~23
	8	対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	特定個人情報保護委員会承認済み
	○		
	9	主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	特定個人情報保護委員会承認済み
	○		
	10	特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	特定個人情報保護委員会承認済み
	○		
	11	特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	
	12	特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	特定個人情報保護委員会承認済み
	○		
	13	特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	特定個人情報保護委員会承認済み
	○		
	14	特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	特定個人情報保護委員会承認済み
	○		
	15	特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	
	—		

※ 審査結果については、次により記載しています。

○…形式的な部分及び特定個人情報保護委員会承認済みにより、問題がないと思われるもの。

—…該当なし

空欄…事務局において、問題がないと思われるもの。

確認…確認を要すると思われるもの。

[審査の観点及び審査の観点における主な考慮事項]

【凡例】

()数字: 審査の観点(指針第10の1(2))

○数字: 審査の観点における主な考慮事項

数字: 審査の観点における主な考慮事項(細目)

【Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4～5)】

(P.9～13)

番号	審査結果	審査の観点及び主な考慮事項	確認を要する事項
16		委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	委託事項1については、 特定個人情報保護委員会承認済 み
17		委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	
18		特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	委託事項1については、 特定個人情報保護委員会承認済 み
19	確認	提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	特定個人情報保護委員会承認済 み <提供先2> 承認済み以外の方法(フラッシュメモ リ、紙)による提供の必要性等につ いて
20	確認	移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	特定個人情報保護委員会承認済 み <移転先1> 承認済み以外の方法(フラッシュメモ リ、紙)による移転の必要性等につ いて
21	確認	特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	特定個人情報保護委員会承認済 み(一部) 県の端末のアクセス制限について
22	○	特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	特定個人情報保護委員会承認済 み
23	○	保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	特定個人情報保護委員会承認済 み

※ 審査結果については、次により記載しています。

○…形式的な部分及び特定個人情報保護委員会承認済みにより、問題がないと思われるもの。

—…該当なし

空欄…事務局において、問題がないと思われるもの。

確認…確認を要すると思われるもの。

[審査の観点及び審査の観点における主な考慮事項]

【凡例】

()数字:審査の観点(指針第10の1(2))

○数字:審査の観点における主な考慮事項

数字:審査の観点における主な考慮事項(細目)

【Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1～2】

(P.14)

番号	審査結果	審査の観点及び主な考慮事項	確認を要する事項
(10)	確認	特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。	<全体的事項> その他の措置の必要性について
(11)		記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	主な考慮事項③～⑩ ※ I 表紙にも記載あり
		③ 特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	(細目)24～31
	確認	24 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	システム上のリスク対策について 人的リスク対策について
	確認	25 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	システム上のリスク対策について 人的リスク対策について
	○	26 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	特定個人情報保護委員会承認済み
		27 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	
	○	28 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いのないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	特定個人情報保護委員会承認済み
	○	29 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	特定個人情報保護委員会承認済み
	○	30 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	特定個人情報保護委員会承認済み
	確認	31 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	その他のリスクについて

※ 審査結果については、次により記載しています。

○…形式的な部分及び特定個人情報保護委員会承認済みにより、問題がないと思われるもの。

一…該当なし

空欄…事務局において、問題がないと思われるもの。

確認…確認を要すると思われるもの。

[審査の観点及び審査の観点における主な考慮事項]

【凡例】

()数字: 審査の観点(指針第10の1(2))

○数字: 審査の観点における主な考慮事項

数字: 審査の観点における主な考慮事項(細目)

【Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3】

(P.15)

番号	審査結果	審査の観点及び主な考慮事項	確認を要する事項
	④	特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	(細目)32~40
	○	32 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	特定個人情報保護委員会承認済み
	○	33 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	特定個人情報保護委員会承認済み
	○	34 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないうために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	特定個人情報保護委員会承認済み
	○	35 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	特定個人情報保護委員会承認済み
	○	36 アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	特定個人情報保護委員会承認済み
	○	37 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	特定個人情報保護委員会承認済み
	確認	38 従業員が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	特定個人情報保護委員会承認済み 委託先の従業員に対する措置について
	確認	39 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	特定個人情報保護委員会承認済み 管理権限を与えられた者に対する措置について
	確認	40 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	その他のリスクについて

※ 審査結果については、次により記載しています。

○…形式的な部分及び特定個人情報保護委員会承認済みにより、問題がないと思われるもの。

—…該当なし

空欄…事務局において、問題がないと思われるもの。

確認…確認を要すると思われるもの。

[審査の観点及び審査の観点における主な考慮事項]

【凡例】

()数字: 審査の観点(指針第10の1(2))

○数字: 審査の観点における主な考慮事項

数字: 審査の観点における主な考慮事項(細目)

【Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4】

(P.16)

番号	審査結果	審査の観点及び主な考慮事項	確認を要する事項
	⑤	特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	(細目)41~48
41		委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	
42		委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	
43		委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	
44		委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	
45		委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	
46		委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	
47	確認	特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	再委託先に対し、委託先と同等の措置を求めているかについて
48	確認	特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	その他のリスクについて

※ 審査結果については、次により記載しています。

○…形式的な部分及び特定個人情報保護委員会承認済みにより、問題がないと思われるもの。

一…該当なし

空欄…事務局において、問題がないと思われるもの。

確認…確認を要すると思われるもの。

[審査の観点及び審査の観点における主な考慮事項]

【凡例】

()数字: 審査の観点(指針第10の1(2))

○数字: 審査の観点における主な考慮事項

数字: 審査の観点における主な考慮事項(細目)

【Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5】

(P.17)

番号	審査結果	審査の観点及び主な考慮事項	確認を要する事項
	⑥	特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	(細目)49~53
	49	特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	特定個人情報保護委員会承認済み
	○		
	50	特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	
	確認		
	51	特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の用途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	特定個人情報保護委員会承認済み
	○		
	52	誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	特定個人情報保護委員会承認済み
	○		
	53	特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	その他のリスクについて
	確認		

※ 審査結果については、次により記載しています。

○…形式的な部分及び特定個人情報保護委員会承認済みにより、問題がないと思われるもの。

—…該当なし

空欄…事務局において、問題がないと思われるもの。

確認…確認を要するとと思われるもの。

[審査の観点及び審査の観点における主な考慮事項]

【凡例】

()数字: 審査の観点(指針第10の1(2))

○数字: 審査の観点における主な考慮事項

数字: 審査の観点における主な考慮事項(細目)

【Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6】

(P.18)

番号	審査結果	審査の観点及び主な考慮事項	確認を要する事項
⑦	—	情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	(細目)54~61
54	—	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	
55	—	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	
56	—	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	
57	—	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	
58	—	情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	
59	—	情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	
60	—	情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	
61	—	情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	

※ 審査結果については、次により記載しています。

○…形式的な部分及び特定個人情報保護委員会承認済みにより、問題がないと思われるもの。

—…該当なし

空欄…事務局において、問題がないと思われるもの。

確認…確認を要すると思われるもの。

[審査の観点及び審査の観点における主な考慮事項]

【凡例】

()数字:審査の観点(指針第10の1(2))

○数字:審査の観点における主な考慮事項

数字:審査の観点における主な考慮事項(細目)

【Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7】

(P.19~20)

番号	審査結果	審査の観点及び主な考慮事項	確認を要する事項
	⑧	特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	(細目)62~69
62	○	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	特定個人情報保護委員会承認済み
63	○	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	特定個人情報保護委員会承認済み
64	確認	過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	再発防止の取組みについて
65	確認	重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	再発防止の取組みについて
66	○	死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	特定個人情報保護委員会承認済み
67	○	特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	特定個人情報保護委員会承認済み
68	○	保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	特定個人情報保護委員会承認済み
69	確認	特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	その他のリスクについて

※ 審査結果については、次により記載しています。

○・・・形式的な部分及び特定個人情報保護委員会承認済みにより、問題がないと思われるもの。

一・・・該当なし

空欄・・・事務局において、問題がないと思われるもの。

確認・・・確認を要すると思われるもの。

[審査の観点及び審査の観点における主な考慮事項]

【凡例】

()数字: 審査の観点(指針第10の1(2))

○数字: 審査の観点における主な考慮事項

数字: 審査の観点における主な考慮事項(細目)

【IVその他リスク対策】

(P.21)

番号	審査結果	審査の観点及び主な考慮事項	確認を要する事項
	⑨	特定個人情報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業員に対する教育・啓発を行っているか。	(細目)70~73
	70	評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。	
	71	評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載しているか。	
	72	特定個人情報を取り扱う従業員等に対する教育・啓発や違反行為をした従業員等に対する措置について具体的に記載しているか。	

【VI評価実施手続】

(P.23)

番号	審査結果	審査の観点及び主な考慮事項	確認を要する事項
	73	国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。	

※ 審査結果については、次により記載しています。

○…形式的な部分及び特定個人情報保護委員会承認済みにより、問題がないと思われるもの。

—…該当なし

空欄…事務局において、問題がないと思われるもの。

確認…確認を要すると思われるもの。